「130 万円の壁」対応の取り扱いについて

厚生労働省から公表された「年収の壁・支援強化パッケージ」について、TDK 健康保険組合としての対応をお知らせいたします。

【 これから扶養認定を受ける方 】

当健康保険組合では、増員手続きの際、パート・アルバイト等の収入確認については、「給与等支払証明願」を提出いただき、当該年の総収入を実績と見込みで確認し、今後 1 年間の見込みを判断しております。「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」（以下 Q＆A 参照）に伴い、『被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書』を提出する場合には、「給与等支払証明願」「雇用契約書」をセットで提出くださいますようお願いします。

【 すでに扶養認定されている方 】

「被扶養者の資格再確認」の調査においては、前年の収入状況を確認しますので、年収要件を超過した方には個別に通知をいたします。通知を受け取った方は、「事業主の証明書」「給与等支払証明願」「雇用契約書」を提出ください。基準月額を超過しない働き方が原則ですが、人手不足による労働時間延長に伴う一時的な収入変動と当健康保険組合で認められれば、扶養継続が可能となります。基本給が上がるなど、恒常的に基準月額を超過している場合は、一時的な収入変動とは認められませんので注意が必要です。

なお、今回の措置については、Q&A 発出日（令和 5 年 10 月 20 日）以降が適用とされておりますので、今年度の「被扶養者の資格再確認」は適用外になります。

※「事業主の証明書」を提出すれば、必ず扶養認定されるというものではありません。総合的に判断します。

※自営業者等、特定の事業主との雇用関係にない方は、今回の対象とはなりません。

※今回の対応は 2025 年の年金制度改正までの時限措置となります。

概要等詳細については、厚生労働省のホームページをご参照ください。

「年収の壁・支援強化パッケージ」 https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

「事業主の証明による被扶養者認定の Q＆A」 https://www.mhlw.go.jp/content/001163139.pdf